

令和8年度 石見地域への誘客を目的としたキャンペーン実施業務 提案競技実施要領

令和8年3月27日

1. 目的

令和5～7年にかけて山陰道の延伸が進み、石見地域の周遊における利便性が高まっていることから、出雲地域からの入込客の増加が期待されている。石見地域の対象施設で利用できるクーポンブックを作成し、出雲地域を訪れる観光客へ配布するキャンペーンを実施し、石見地域への誘客を図る。

以上のことを目的に、本事業を実施することとし、本要領により提案競技を実施し、業務の委託候補者を選定する。

2. 業務概要

- | | |
|------------|---|
| (1) 業務名 | 令和8年度 石見地域への誘客を目的としたキャンペーン実施業務 |
| (2) 業務内容 | 別添「令和8年度 石見地域への誘客を目的としたキャンペーン実施業務提案競技仕様書」のとおり |
| (3) 業務期間 | 契約締結日から令和9年2月26日まで |
| (4) 委託料上限額 | 8,000千円（消費税及び地方消費税を含む）
（割引原資3,600千円以内を含む） |

3. 応募資格

この企画に提案に参加できる者は、次の要件のすべてを満たしている者とする。

- (1) 複数の法人による連合体（以下、「コンソーシアム」という。）若しくは単独の法人であること。
- (2) 参加する単独の法人もしくはコンソーシアムの構成員が、類似する業務の実績を有し、当該事業を的確に遂行する能力を有すること。
- (3) コンソーシアムの構成員若しくは単独の法人は次の各号を満たすこと。
 - (ア) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
 - (イ) 地方自治法施行令第167条の4第2項の各号に該当すると認められる事実があった後2年を経過しない者でないこと。また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
 - (ウ) 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中の者でないこと。
 - (エ) 直近1事業年度の消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
 - (オ) 島根県の区域内に事業所を有する者にあつては、県税の滞納がないこと。
 - (カ) 島根県の区域内に事業所を有しない者にあつては、主たる事務所の所在地の都道府県における直近1事業年度の都道府県税の滞納がないこと。
 - (キ) 複数のコンソーシアム構成員になって参加し、また、単独の法人として参加するなど、重複参加していないこと。
- (4) 島根県の「建設工事等入札参加者に対する指名停止等に係る措置要綱」又は「物品の製造の請負、売買等に係る入札参加資格者指名停止措置要領」に基づく入札参加指名停止措置を受け、入札日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続き開始の申し立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続き開始の申し立てまたは、破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続き開始の申し立てが行われている者でないこと。
- (6) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者、もしくは暴力団または暴力団員の統制下にある者でないこと。

4. 募集に関するスケジュール等

事業の委託にあたり、企画提案参加者から事前に参加表明書を徴収して、資格の有無を審査し、審査の結果を通知するとともに、参加資格を有する者に対し、企画提案書の提出及び提案者プレゼンテーションへの出席を要請する。

(1)募集期間	令和8年3月27日(金)～4月10日(金)17時 ※参加表明書、企画提案質問書、企画提案書、提案公募参加資格の遵守に関する誓約書等の様式は、県観光振興課のホームページで閲覧、ダウンロードできるほか、下記の提出先及び問い合わせ先で配付する。
(2)企画提案の参加表明書の提出	企画提案に参加する者は、参加表明書(様式1)及び提案公募参加資格の遵守に関する誓約書(様式4)の添付資料一式を令和8年4月10日(金)17時までに持参または郵送により1部提出すること。 ※持参の場合の受付時間は、9時から17時(土・日・祝日は除く。)までとし、郵送の場合は、郵便書留による必着に限る。
(3)参加資格通知送付予定日	令和8年4月14日(火)
(4)質疑の受付期間	質疑がある場合は、必ず企画提案質問書(様式2)にて、令和8年4月10日(金)17時までに持参またはメールにより提出すること。
(5)質疑の回答予定日	令和8年4月14日(火)
(6)質疑の回答方法	<ul style="list-style-type: none"> ・企画提案の参加資格があると通知した者に対して、各参加者の質疑をとりまとめてすべて同じものを回答する。 ・参加表明書に記載された連絡担当者に対してメールにより送信するので、必ずメールアドレスを記載すること。 ・メールアドレスの誤記載及び各社内で受信したものの伝達の不備等により生じた不利益については関知しない。
(7)企画提案書提出期限	令和8年4月27日(月)17時
(8)提案者プレゼンテーション及び審査会予定日	令和8年5月13日(水) ※審査会の対象となった者に対して、詳細日程及び場所を別途通知する。 ※プレゼンテーションは原則対面形式で実施する(出席者4名以内)。 ※プレゼンテーションは、原則、提出済みの提案書のみで行うこと。 ※提案者ごとに、企画提案書による説明の後に、審査委員からの質問時間を設定する。 ※なお、企画提案参加者が多数の場合は、事前審査を行う可能性がある。
(9)受託候補者の決定	令和8年5月中旬を予定
<p>○提出先及び問い合わせ先 島根県商工労働部観光振興課 誘客第二係 担当：横田 〒690-8501 松江市殿町1番地(島根県庁本館2階) TEL：0852-22-6323 FAX：0852-22-5580 E-mail：kankou-yukyaku@pref.shimane.lg.jp</p>	

5. 企画提案書の作成、提出方法等

(1)作成方法	<ul style="list-style-type: none"> ・企画提案書（様式3）により作成する。 ・用紙の大きさはA4判縦、横書き、左綴じを原則とする。 ※図表等は必要に応じA3判の折り込みも可とする。
(2)提出方法	<ul style="list-style-type: none"> ・6部提出すること。 ・令和8年4月27日（月）17時までに持参又は郵送により提出すること。 ・あわせて、企画提案書のデータ（PDF形式）をメールにて提出すること。 ※持参の場合の受付時間は、9時から17時（土・日・祝日は除く。）までとし、郵送の場合は、郵便書留による必着に限る。
(3)その他の書類	<ul style="list-style-type: none"> ・見積書（押印不要）を企画提案書(6部)の末尾にそれぞれ綴り込むこと。 ・見積書の宛名は「島根県知事 丸山 達也」とし、貴社代表者様の職氏名を記載すること。
(4)企画提案等に係る留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・参加表明書又は企画提案書が次のいずれかに該当する場合には、無効となることがあるので留意すること。 <ul style="list-style-type: none"> ①提出期限、提出先、提出方法に適合しないもの ②作成要領に指定する作成様式及び記載上の留意事項に適合しないもの ③記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの ④記載すべき事項以外の内容が記載されているもの ⑤虚偽の内容が記載されているもの ・企画提案に係る経費は、単独の法人による参加はその法人に対して、コンソーシアムによる参加は代表法人に対して、1提案あたり5,000円（消費税等含む）を支給する。ただし、受託者及び資格審査により参加資格のないとしたものに対しては支給しない。企画提案にかかる経費は、受託者が決定した後、参加表明書に記載された銀行口座へ振り込む。 ・複数の企画提案は認めない。 ・提出期限以降における企画提案書の差し替え及び再提出は認めない。 ・企画提案の採否は、文書により通知する。 ・採用した提案は、内容の一部を変更する場合がある。 ・本要領に基づき提出された書類は返還しない。

6. 審査方法等

(1)審査方法	<ul style="list-style-type: none"> ・審査会において、次項の評価基準に基づき審査を行い、業務の内容に最も適する企画提案を提出した者を本業務の委託候補者として選定する。 ・審査の結果、適当と判断される企画提案がない場合は、受託候補者を選定しないことがある。
(2)審査内容	<ul style="list-style-type: none"> ①企画趣旨 <ul style="list-style-type: none"> ・提案競技実施要領の「1. 目的」に記載した事業趣旨を把握し、その目的を効果的に達成するための提案内容となっているか。 ・クーポンブックの内容が観光客にとって魅力的なものとなっており、石見地域への誘客に繋がる工夫がみられるか。 ・レンタカー会社および石見地域の施設と連携できる関係性を保有しているか。 ・予算内で効果を最大化するための工夫がみられるか。 ・プロモーションについて、効果的な手法が提案されているか。 ・実施にあたってのスケジュールが適切に考えられているか。 ②成果指標等 <ul style="list-style-type: none"> ・成果指標が明確で実現可能性が高いか。（例：クーポンブックの配布数および利用金額など）

	<p>③実施体制等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施運営体制が明確であり、かつ、業務の確実な履行が可能となる体制が整っているか。特にコンソーシアムにあつては、県との連絡窓口が明らかになっているか。 ・県と協議・打ち合わせを行い、状況に応じては業務内容の変更等にも柔軟に対応できる体制となっているか。 <p>④専門知識</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該案件と類似する業務実績を有するなど、業務を遂行するために必要な知識、知見を十分有しているか。 <p>⑤見積金額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・費用対効果の観点から適正な見積額となっているか（予算額の範囲内で最大限の効果を得られる内容となっているか）。
(3)応募者への採否通知	令和8年5月中旬、提案者全員に通知する。

7. 契約手続等

(1)委託料上限額	<p>8,000千円（消費税及び地方消費税を含む）</p> <p>※上記に割引原資3,600千円（非課税）以内を含む</p> <p>※上記委託料には、企画提案書に基づく委託業務の全てが含まれるとともに、県との打合せに要する費用を含む。</p> <p>※委託料上限額の考え方については、別紙1のとおり。</p>
(2)契約方法	受託候補者と仕様書の内容、委託料限度額等について協議のうえ、委託契約を締結する。
(3)委託料の支払	原則として精算払とする。ただし、契約に基づき、県が必要があると認めるときは、契約書に定める額の範囲内で前金払をすることができることとする。
(4)一括下請け及び再委託の禁止	業務の全部又は主たる部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。
(5)契約保証金	契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を納付すること。なお、契約保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令及び島根県会計規則を適用する。
(6)個人情報の保護	本業務の処理にあたっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守すること。
(7)契約書及び仕様書	別途作成・提示する。

【委託料上限額】

委託者は、委託業務に対する委託料として金8,000千円(取引に係る消費税及び地方消費税を含む)の範囲内で受託者に支払う。

ただし、3,600千円(非課税)を上限とする割引原資の部分については、クーポンの使用実績額に応じて支払うものとする。